

(19) 日本国特許庁 (J P)

(12) 登録実用新案公報 (U)

(11) 実用新案登録番号

第3022136号

(45) 発行日 平成8年(1996)3月22日

(24) 登録日 平成7年(1995)12月20日

(51) Int.Cl.⁶

識別記号

庁内整理番号

F I

技術表示箇所

B 6 5 D 5/49

B 6 5 D 5/ 48

1 0 1 Z

評価書の請求 未請求 請求項の数 5 F D (全 18 頁)

(21) 出願番号 実願平7-10028

(22) 出願日 平成7年(1995)8月29日

(73) 実用新案権者 000129493

株式会社クラウン・パッケージ

愛知県小牧市大字小針字政所77番地

(73) 実用新案権者 595097612

株式会社サンエコー

埼玉県戸田市美女木6丁目13番1号

(72) 考案者 佐光 守蔵

愛知県小牧市大字小針字政所77番地

株式会社クラウン・パッケージ内

(72) 考案者 細瀬 秀明

埼玉県戸田市美女木6丁目13番1号

株式会社サンエコー内

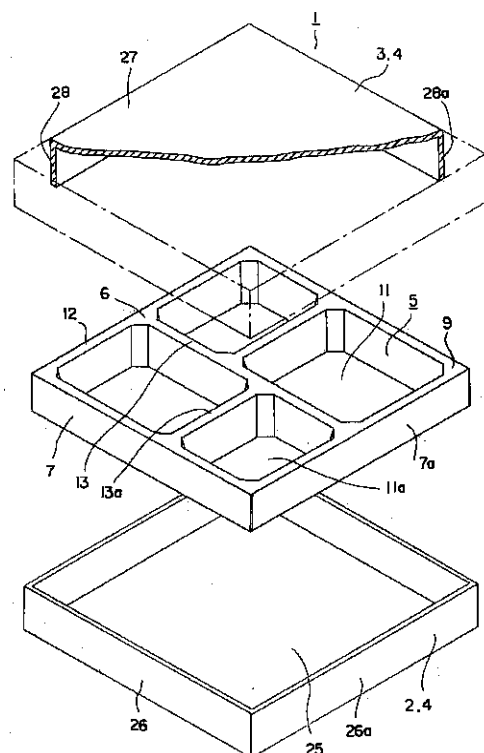
(74) 代理人 弁理士 西山 聞一

(54) 【考案の名称】 紙製包装容器

(57) 【要約】

【課題】 複数の物品を区分け収納する包装容器の廃棄及び収容物取出しを容易にする。

【解決手段】 紙製の容器主体における上面板に開口部を設けると共に、該開口部に紙製の受皿11、11aを嵌め込んだ状態で固定し、容器主体上面に収容凹部を形成した収納容器と成すことによって、包装容器全体を紙材により構成する。又、収容凹部を形成する受皿11、11aをテーパートレー状にする。



【実用新案登録請求の範囲】

【請求項1】 紙製の包装容器であって、容器主体を形成するブランクの上面板外周縁部に折罫線を介して側面壁を連設し、上面板に多角形状の開口部を複数形成すると共に、該開口部の内周縁部に折罫線を介して夫々独立した固定片を連設し、上面板に対して側面壁を折り曲げる様にして容器主体を形成し、一方複数の受皿を形成するブランクを、多角形状の底面壁と該底面壁の外周縁部に折罫線を介して連設した外周が長い側面壁と、該側面壁間に折罫線を介して連設すると共に中央部に折罫線を設けた扇形状の連結部材により構成し、底面壁の外周縁部に連設した側面壁を立ち上げると共に、その境界部に設けた連結部材を二つ折り状態とした襞部を外方突設する様にして受皿を形成し、該受皿を対応する容器主体の開口部に夫々嵌め込むと共に、受皿の側面壁の外側面を容器主体の内方へ折り曲げた固定片の内側面に固定する様にして収納容器を形成し、該収納容器を外装材に内装したことを特徴とする紙製包装容器。

【請求項2】 容器主体における多角形状の開口部の内周縁を長短長さのものと成し、内周縁部に連設した固定片の内、長いものを固定片と成すと共に、短いものをコーナー固定片と成し、又受皿における多角形状の底面壁の外周縁を長短長さのものと成し、外周縁部に連設した側面壁の内、長いものを側面壁と成すと共に、短いものをコーナー壁と成したことを特徴とする請求項1の紙製包装容器。

【請求項3】 外装材を上面開口の外装本体と下面開口の外装蓋体で構成し、外装本体内に収納容器を内装すると共に、外装本体に外装蓋体を被冠したことを特徴とする請求項1又は2の紙製包装容器。

【請求項4】 収納容器の下面に底板を設けて外装材の外装本体と成し、該外装本体に下面開口の外装蓋体を被冠したことを特徴とする請求項1又は2の紙製包装容器。

【請求項5】 少なくとも受皿の材質を防水性、耐水性、撥水性、耐油性又は鮮度保持性等を有する機能紙と成したことを特徴とする請求項1、2、3又は4の紙製包装容器。

【図面の簡単な説明】

【図1】紙製包装容器を分解した一部断面斜視図である。

【図2】紙製包装容器における収納容器の平面図であ

る。

【図3】図2の底面図である。

【図4】紙製包装容器の断面端面図である。

【図5】図4の分解図である。

【図6】深さを変えた紙製包装容器の断面端面図である。

【図7】図6の分解図である。

【図8】他の実施例の紙製包装容器を分解した一部断面斜視図である。

10 【図9】図8の紙製包装容器の断面端面図である。

【図10】図9の分解図である。

【図11】収納容器における容器主体の展開図である。

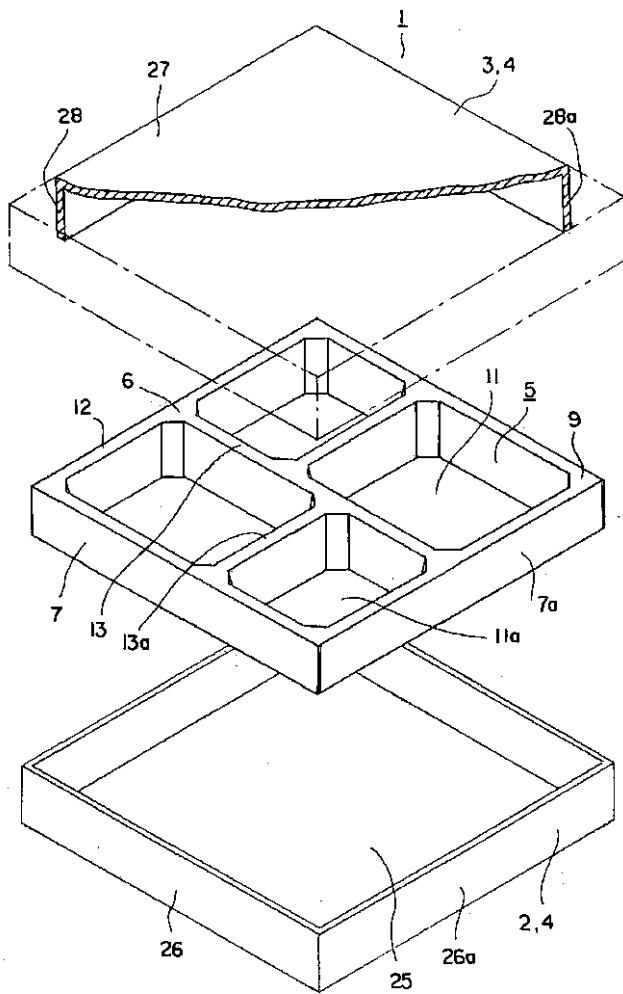
【図12】受皿の展開図である。

【図13】他の実施例の受皿の展開図である。

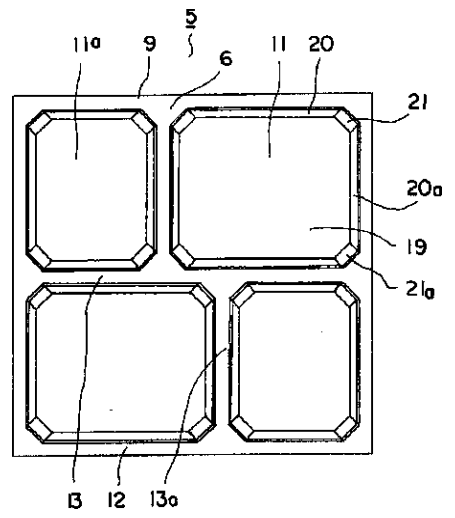
【符号の説明】

- 2 外装本体
- 3 外装蓋体
- 4 外装材
- 5 収納容器
- 20 6 上面板
- 7、7a 側面壁
- 8、8a 開口部
- 9 容器主体
- 11、11a 受皿
- 14 ブランク
- 15、15a 固定片
- 16、16a コーナー固定片
- 18 ブランク
- 19 底面壁
- 30 20、20a 側面壁
- 21、21a コーナー壁
- 22、22a 連結部材
- 24、24a 襞部
- 29 底板
- K1、K1a 折罫線
- K2、K2a 折罫線
- K3、K3a 折罫線
- K5、K5a 折罫線
- K6、K6a 折罫線
- 40 K7、K7a 折罫線
- K8、K8a 折罫線

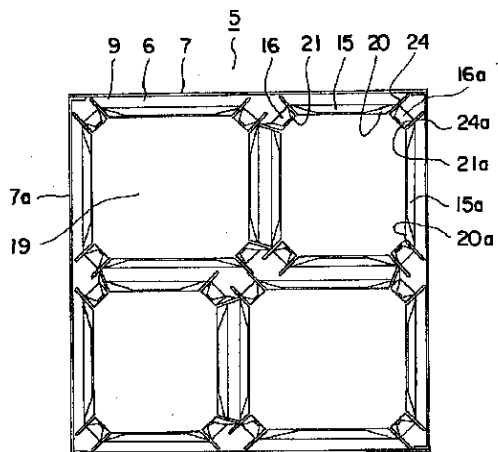
【図1】



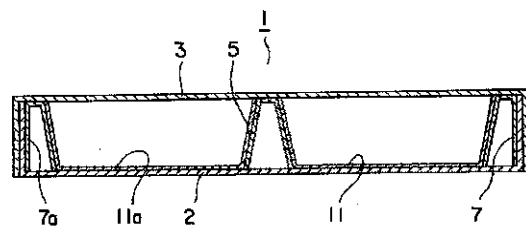
【図2】



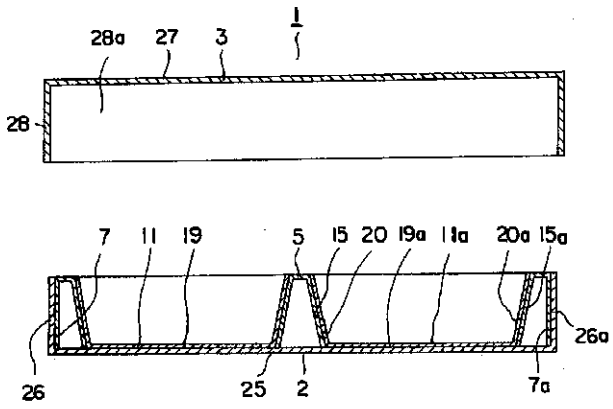
【図3】



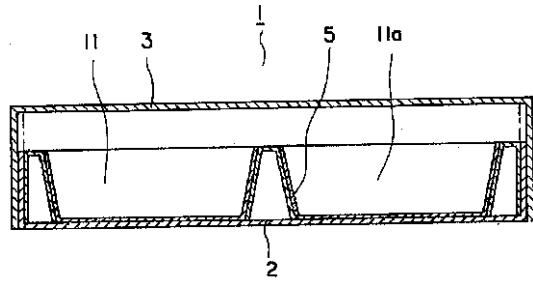
【図4】



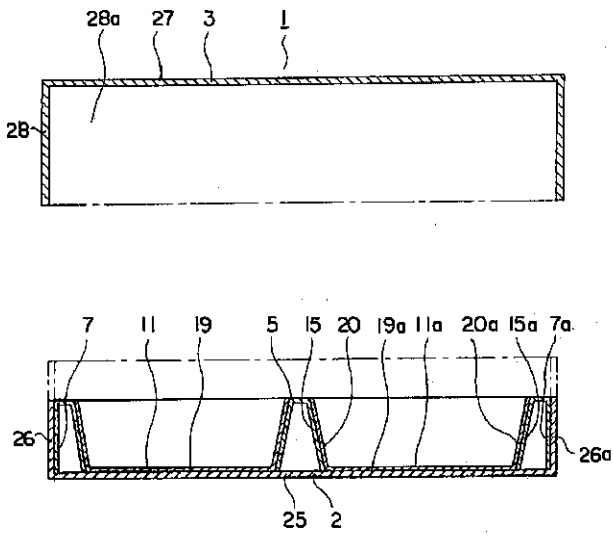
【図5】



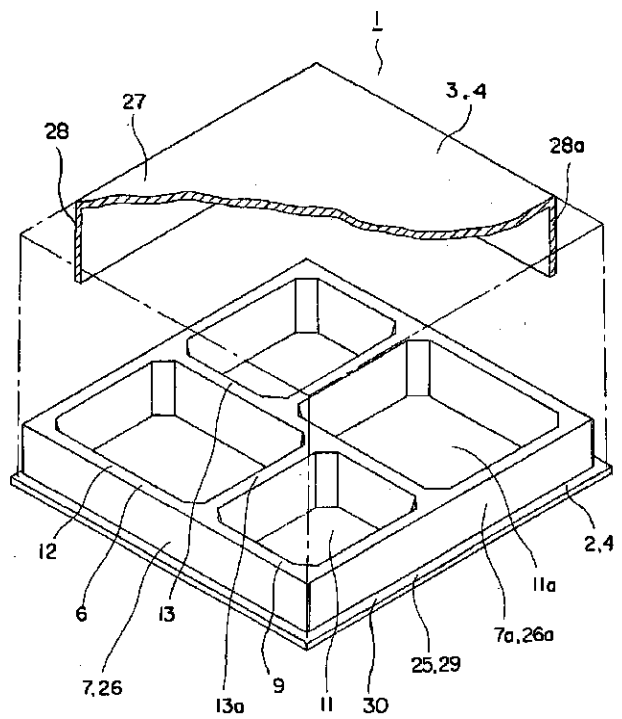
【図6】



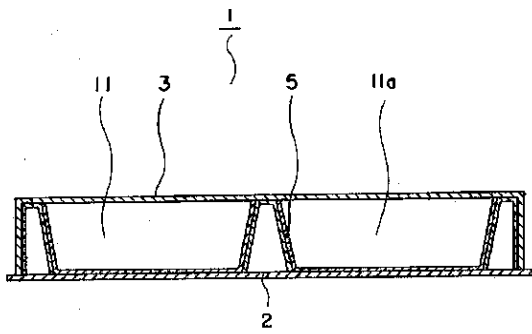
【図7】



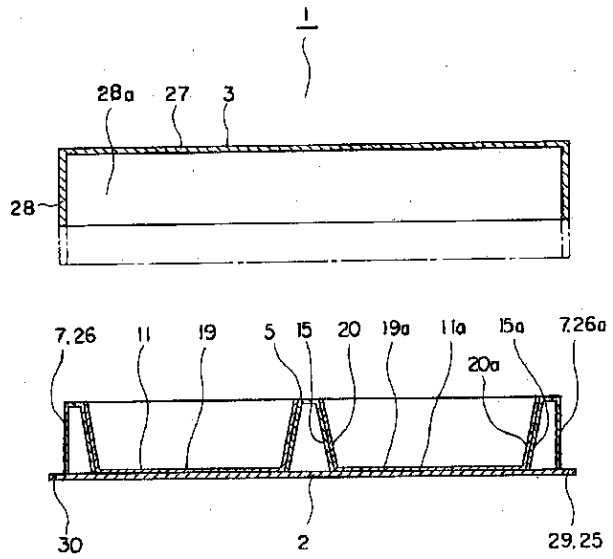
【図8】



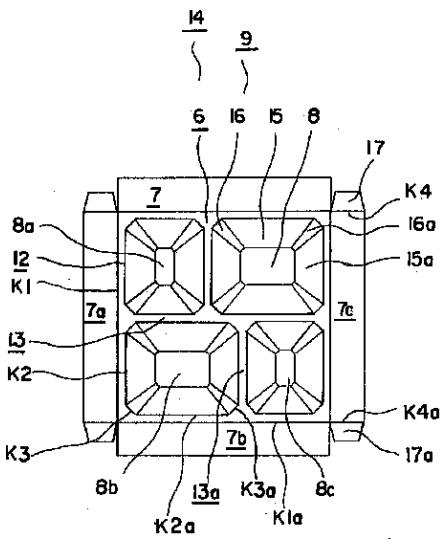
【図9】



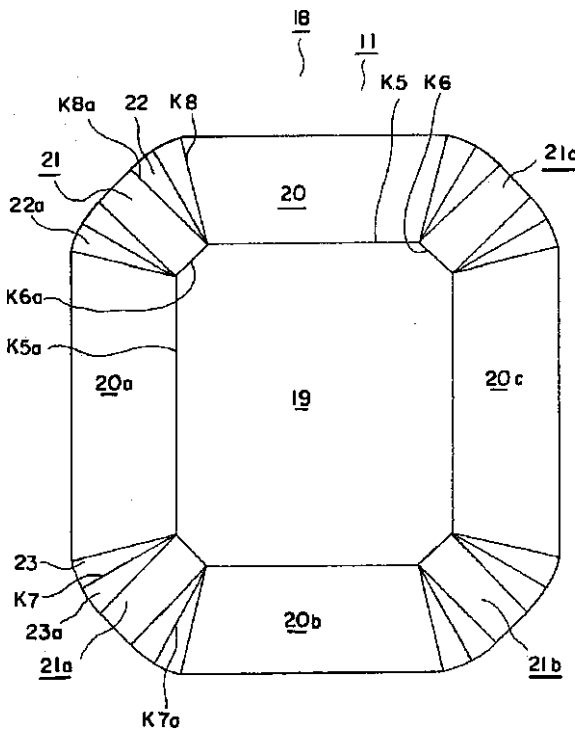
【図10】



【図11】



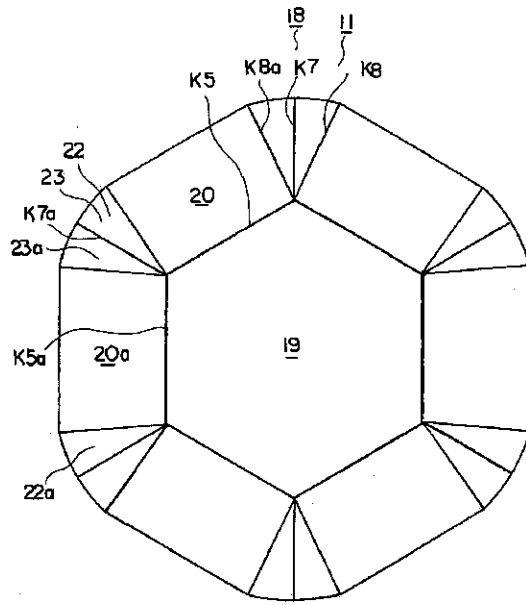
【図12】



(6)

実登3022136

【図13】



【考案の詳細な説明】**【0001】****【考案の属する技術分野】**

本考案は、複数の物品を包装する、詳しくは、商品の1販売単位の包装形態となる様に、複数の物品を1個の包装容器に包装する様にした紙製包装容器に関するものである。

【0002】**【従来技術】**

従来、例えば、贈答用商品の包装として使用され、或いは、高級感を醸し出したり、包装により収容物品の商品的効果、商品価値を高め、消費者の購買意欲をそそる様にした紙製包装容器にあっては、同種、類似、異種の複数の物品を所定位置で分けを行いつつ、支持、保持し、且つ収納物品の損傷を防止し、更に、外観を向上させる必要があった。

【0003】

そこで、包装容器全体における収納容器として、収納する物品に応じて所定形状に表面を成形した合成樹脂製シートの内部に、緩衝性に優れた発泡材を充填したものが使用されているが、これら化成品は焼却すると異臭ガスの発生、高熱による焼却炉の損傷発生、埋立てると自然分解が困難、埋立処分地の確保が必要等々の公害問題、社会問題が存在していた。

【0004】

又、紙製を主体とする包装容器としては、対向する上下面を開口させた矩形形状の本体と蓋体から成り、物品を収納する本体の4側壁に蓋体の4側壁がオーバーラップする様にした箱体の包装容器が使用され、物品を本体内に収納する際に、物品と本体の長方体状の形状が一致せず、両者間の隙間を埋めるために、多量の緩衝材を必要としていた。

【0005】

又、収納部を形成する本体の4側壁は垂直状態であるため、収納された物品を取り出し難い欠点を有し、又複数の物品を本体内に同時に収納するためには、個々の物品間に分け、仕切りを別途必要とする欠点を有し、この時には物品取り

出しが更に困難となる欠点を有していたり、消費者が商品を購入し、開封後物品を取り出した後では、包装容器は廃棄されていた。

【0006】

【考案が解決しようとする課題】

本考案は、複数の物品を区分け収納する包装容器を総紙製にして、焼却及び自然分解を可能にすると同時に、緩衝材の必要量を低減化したり、収容凹部内の収容物を取り出し易くする様にした紙製包装容器を提供せんとするものである。

【0007】

【課題を解決するための手段】

本考案は、上記従来技術に基づく、収容凹部を有する容器は化成品で、廃棄処分すると自然環境に悪影響を及ぼす課題に鑑み、紙製の容器主体における上面板に開口部を設けると共に、該開口部に紙製の受皿を嵌め込んだ状態で固定し、容器主体上面に収容凹部を形成した収納容器と成すことによって、包装容器全体を紙材により構成する様にして、上記課題を解消せんとしたものである。

【0008】

又、仕切りを必要としたり、容器本体の側面壁及び仕切りが垂直で収納物品を取り出し難い課題に鑑み、多角形状の底面壁の外周縁部の側面壁及びコーナー壁を傾斜状に立ち上げてなる受皿を、容器主体における上面板の開口部に嵌め込んだ状態で固定することによって、容器主体上面に形成した収容凹部の壁面を傾斜面と成し、且つ上方が広いテーパートレー状にする様にして、上記課題を解消せんとしたものである。

【0009】

又、容器主体に固定した受皿をテーパートレー状とすることにより、例えば、袋状包装状態の1物品を開封して分離した個々の物品を受皿内に保持した時に、物品を取り出し易くし、又受皿上に物品を収納した際に、必要とする緩衝材を最小限に止める。

【0010】

又、開封分離した個々の物品が油分等を含有していても、紙製包装容器の素材である紙材に防水性、耐水性、撥水性、耐油性等を具備させて、紙製包装容器外

側への水分、油分の浸透を防止する様にし、而もかかる紙材からなり、1枚のブランクをプレス成形した受皿を容器主体の上面板に形成した開口部に嵌め込んだ状態で固定することによって、受皿における各壁間の境界部から外側へ水分、油分が漏出することを防止し、購買後における消費者の再利用を可能としている。

【0011】

【考案の実施の形態】

以下本考案の一実施例を図面に基づいて説明すると、

1は本考案に係る紙製包装容器であり、図1及び図8の斜視図で示す様に、紙製包装容器1は、外装本体2と外装蓋体3で構成される外装材4と、複数の物品を区分け状態で収納保持可能な収納容器5から成り、外装本体2に収納容器5を内装すると共に、外装本体2に外装蓋体3をオーバーラップ状態で上方から被冠する様に成している。

【0012】

尚、外装材4及び収納容器5は板紙、薄い段ボール等の紙材から成り、且つ紙材の表裏面等に耐水、耐油又は鮮度保持加工等を施し、紙製包装容器1全体を機能紙により構成しているが、かかる形態に限定されず、収納容器5（後述する受皿11、11a）の表面だけに加工を施しても良く、更に紙材に美粧紙を使用しても良い。

【0013】

かかる紙製包装容器1における収納容器5は、図1乃至図10に示す様に、矩形状の上面板6の外周縁部に側面壁7、7aを垂下固設すると共に、上面板6に複数の開口部8、8aを形成した容器主体9と、上面板6の開口部8、8aに嵌め込んだ状態で固定して容器主体9上面に収容凹部10、10aを形成する様にした受皿11、11aにより構成している。

【0014】

上記の上面板6に開口部8、8aを複数形成する構成により、図1、8、13に示す様に、容器主体9の上面板6における外周部に額部12を形成すると共に、隣接する収容凹部10、10a（開口部8、8a）間に仕切部13、13aを形成している。

【0015】

又、図11に示す様に、容器主体9を形成するブランク14は、上面板6の外周縁部に4枚の側面壁7、7aを夫々連設し、八角形状その他の形状の開口部8、8aの内周縁部において、該開口部8、8aの内方側へ指向する様に、開口部8、8aの四方部に固定片15、15aを、コーナー部にコーナー固定片16、16aを夫々独立状態で連設している。

【0016】

又、上面板6における額部12と側面壁7、7a間の折罫線K1、K1a、上面板6における額部12及び仕切部13、13aと固定片15、15a及びコーナー固定片16、16a間の折罫線K2、K2a、K3、K3aは全て山折り線と成し、側面壁7、7a、固定片15、15a及びコーナー固定片16、16aは、上面板6に対して下方側へ垂直又は傾斜させた折曲状態と成している。

【0017】

又、一方の対面する側面壁7a、7cの両端縁部には糊代片17、17aを夫々連設し、他方の対面する側面壁7、7bの両端縁部裏面に糊代片17、17aを接着する様に成し、又一方の側面壁7a、7cと糊代片17、17a間の折罫線K4、K4aを山折り線としている。

【0018】

そして、上記形状の容器主体9を形成するブランク14において、上面板6と側面壁7、7a間の折罫線K1、K1aを山折りして、上面板6に対して側面壁7、7aを直角に折り下げると共に、一方の対面する側面壁7a、7cと糊代片17、17a間の折罫線K4、K4aを山折りして、糊代片17、17aを他方の側面壁7、7b裏面に接着し、開口部8、8a内周縁部の折罫線K2、K2a、K3、K3aを山折りして固定片15、15a及びコーナー固定片16、16aを開口部8、8aの内方側に傾斜状態で折り下げる。

【0019】

又、八角形状の各受皿11、11aを形成するブランク18は、図12に示す様に、底面壁19の四方部に、4辺中、外周が長い台形状の側面壁20、20aを夫々連設すると共に、四隅部にコーナー壁21、21aを夫々連設し、又ブランク18の底

面壁19に連設した側面壁20、20a とコーナー壁21、21a とは扇形状の連結部材22、22a で夫々連設している。

【0020】

又、底面壁19と側面壁20、20a 間の折罫線K 5、K 5a 、及び底面壁19とコーナー壁21、21a 間の折罫線K 6、K 6a を夫々谷折り線と成し、又扇形状の連結部材22、22a は、中央部で底面壁19の八角形の頂点方向に折罫線K 7、K 7a を有した一対の略三角形形状の連結片23、23a で構成し、側面壁20、20a と隅部の連結部材22、22a 間の折罫線K 8、K 8a を夫々山折り線と成し、又連結部材22、22a (一対の連結片23、23a)中央の折罫線K 7、K 7a を夫々谷折り線と成している。

【0021】

そして、上記形状の受皿11、11a を形成するブランク18において、底面壁19と側面壁20、20a 間の折罫線K 5、K 5a 、及び底面壁19とコーナー壁21、21a 間の折罫線K 6、K 6a を夫々谷折りして、側面壁20、20a 及びコーナー壁21、21a を底面壁19に対して折り起こす。

【0022】

又、同時に側面壁20、20a 及びコーナー壁21、21a と連結部材22、22a 間の折罫線K 8、K 8a を夫々山折りすると共に、連結部材22、22a を構成する連結片23、23a 中央部の折罫線K 7、K 7a を夫々谷折りして、その対向する両表面を接面させて襷部24、24a を外側へ突出形成して受皿11、11a と成している。

【0023】

かかる受皿11、11a の立体形成に際して、側面壁20、20a 及びコーナー壁21、21a の折り起こし時に、側面壁20、20a が台形状であることにより、側面壁20、20a 及びコーナー壁21、21a は底面壁19に対して垂直状態とならず、傾斜状に折り起こされ、その結果、受皿11、11a は上面の間口が広いテーパートレー状となる。

【0024】

そして、受皿11、11a を収納容器5における容器主体9の上方或いは下方か

ら、容器主体9に設けた開口部8、8a内へ嵌め込み、受皿11、11aの開口縁部を開口部8、8a内周縁部に揃えると共に、受皿11、11aの側面壁20、20a及びコーナー壁21、21a外側面を、容器主体9の開口部8、8a内周縁部に連設した固定片15、15a及びコーナー固定片16、16aの内側面に接着固定して、容器主体9上面に収容凹部10、10aを形成した紙製包装容器1と成している。

【0025】

尚、受皿11、11aを容器主体9に取着するに際して、図3に示す様に、受皿11、11aの隅部で外方突設状態で設けた壁部24、24aは、容器主体9の夫々独立した固定片15、15a及びコーナー固定片16、16aの間に位置し、望ましくは、壁部24、24aの上端の一部を上面板6の下面に接する様にする。

【0026】

尚、各受皿11、11aの大きさ、深さは収容物に応じて相違させるが、夫々のブランク18には底面壁19、側面壁20、20a、コーナー壁21、21a及び連結部材22、22aを有しており、各受皿11、11aを嵌め込むべき開口部8、8aの大きさを、該当する受皿11、11aの開口縁部と同一としている。

【0027】

又、受皿11、11aにより構成された収納容器5の収容凹部10、10aは、図面上4個であるが、かかる個数に何ら限定されない。

【0028】

又、受皿11、11aは八角形状のものを説明したが、図13に示す様に、底面壁19を六角形状のものと成しても良く、即ち、連設形成された底面壁19、側面壁20、20a及び連結部材22、22aを有すると共に、受皿11、11aの組み立て時にテーパートレー状となるものであれば、如何なる角数の多角形状のものでも良い。

【0029】

尚、本願の実施例として、容器主体9における開口部8、8a及び受皿11、11aにおける底面壁19として、八角形状と六角形状のものを説明し、八角形状のものにおいて、固定片15、15aとコーナー固定片16、16a、側面壁20、20a

とコーナー壁21、21a の区別を成したが、夫々両者は基本的に同一のものであり、八角形状のものは、四角形をベースと成したものであるために、上述の表現と成している。

【0030】

かかる表現を言い換えると、容器主体9における多角形状の開口部8、8a の内周縁を長短長さのものと成し、内周縁部に連設した固定片15、15a の内、長いものを固定片15、15a と成すと共に、短いものをコーナー固定片16、16a と成し、又受皿11、11a における多角形状の底面壁19の外周縁を長短長さのものと成し、外周縁部に連設した側面壁20、20a の内、長いものを側面壁20、20a と成すと共に、短いものをコーナー壁21、21a と成した、と表現することが出来る。

【0031】

次に、上記構成の収納容器5を内装する外装材4について説明すると、外装材4の外装本体2及び外装蓋体3は、外装本体2に対して外装蓋体3がオーバーラップ状態で被冠するものであれば良く、図1、図4乃至図7に示す様に、外装本体2及び外装蓋体3は平面視矩形状で上下面開口の長方箱体状と成している。

【0032】

上面開口の外装本体2は底板25及び4枚の側面板26、26a を有し、又下面開口の外装蓋体3は天板27及び4枚の側面板28、28a を有し、外装本体2の内部に収納容器5を内装し、外装本体2の側面板26、26a に外装蓋体3の側面板28、28a がオーバーラップ状態で、収納容器5を内装した外装本体2を上方から外装蓋体3で被冠する様に成している。

【0033】

又、図8乃至図10に示す様に、外装本体2と収納容器5の関係においては、収納容器5の下面に底板29を固定しても良く、且つ底板29の外周縁部を収納容器5より突出させて鏢部30を設けると共に、収納容器5の側面壁7、7a を外装本体2の側面板26、26a と成して、底板29を固設した収納容器5全体を外装本体2と成しても良い。

【0034】

更に、図6、7、10の一点鎖線で示す様に、外装本体2の側面板26、26aと外装蓋体3の側面板28、28aの高さは、収納容器5の側面壁7、7aより高くしても良く、収納容器5の収容凹部10、10aに収納、保持される物品の大きさに対応可能と成している。

【0035】

尚、紙製包装容器1におけるブランク14、18の素材である紙材は、機能性段ボール、特に、短時間水がかかっても、水を弾いて水滴とする撥水段ボール、長時間水と接触しても、殆ど水を通さない遮水段ボール、長時間浸水しても、あまり強度が劣化しない耐水段ボール等の防水段ボール、油が接触しても、浸透、変質しない耐油性を施した段ボール、外部からの熱をできるだけ遮断する保冷(断熱)段ボール、鮮度低下原因の青果物自体が発生するエチレンガス等を吸収するガス吸着段ボール、湿気を通りにくくした低透湿段ボール等の鮮度保持段ボール等としている。

【0036】

又、紙材を段ボールとした場合、E段のものを使用したり、E段よりも薄く、厚さを1.6mm以下としたもの、例えば『ミニ段』(登録商標)と称される1.2mmのものを使用している。

【0037】

次に本考案に係る紙製包装容器の作用について説明すると、

図1及び図8に示す様に、紙製包装容器1における収納容器5に設けた複数の収容凹部10、10aに、同種、類似、異種の複数の物品を、仕切部13、13aで分割して収納し、又図6、7、10に示す様に、物品の大きさに応じて、収納容器5の側面壁7、7a、外装本体2の側面板26、26a或いは外装蓋体3の側面板28、28aの高さが適合するものを選定し、複数の物品を包装して1販売単位の商品と成す。

【0038】

又、収納される物品と収納容器5の受皿11、11aの大きさ、形状が一致しない場合には、物品と受皿11、11aの間に適量の緩衝材を装填し、又収納される

物品はテーパートレー状の受皿11、11a より上方突出させても良い。

【0039】

又、収納容器5における収容凹部10、10a を形成する受皿11、11a は、その構成部材間に切れ目がない1枚もののブランク18をプレス成形したもので、而も表面等に防水性、耐水性、撥水性、耐油性等を付与した紙材を使用しているために、紙製包装容器1外面側への水分、油分の漏出、浸透を防止する。

【0040】

尚、かかる作用は特に必要とせず、通常、物品自体にかかる作用が具備されているので、補助的な作用となる。

【0041】

又、収納される物品は形状が変化しないものの他、受皿11、11a のテーパートレー状と同形状に変化可能なものであっても良く、更に、個々に分離自在な物品を袋詰にしたもので、開封後にテーパートレー状の受皿11、11a に分離状態で入れ直すものであっても良く、物品の種類は問わない。

【0042】

【考案の効果】

要するに本考案の紙製包装容器1は、紙製の包装容器であって、容器主体9を形成するブランク14及び複数の受皿11、11a を形成するブランク18を夫々所定形状に形成し、両者を固定する様にして収納容器5を形成し、該収納容器5を外装材4に内装したので、紙製包装容器1は紙製であるため、リサイクル、廃棄及び焼却可能と成すと共に、従来の立体的な内部充満の化成品に比して容積を極度に少量化して廃棄物量を低減することも出来、又1販売単位の包装容器として纏まりを求めることが出来る。

【0043】

又、容器主体9を形成するブランク14の上面板6外周縁部に折罫線K1、K1a を介して側面壁7、7a を連設したので、収納容器5を立体状と成して収納物品の容積に対応可能と成し、又上面板6に多角形状の開口部8、8a を複数形成する様にしたので、複数の物品を収納することが出来ると共に、複数の開口部8、8a 間の上面板6は仕切部13、13a と成り、複数の物品を区分け収納するこ

とが出来、又開口部8、8aの内周縁部に折罫線K2、K2a、K3、K3aを介して夫々独立した固定片15、15aを連設し、上面板6に対して側面壁7、7aを折り曲げる様にして容器主体9を形成したので、固定片15、15aを利用して、収納容器5の開口部8、8aの内部において、広い接着面積且つ非露出状態で受皿11、11aを固定することが出来る。

【0044】

又、複数の受皿11、11aを形成するブランク18を、多角形状の底面壁19と該底面壁19の外周縁部に折罫線K5、K5a、K6、K6aを介して連設した外周が長い側面壁20、20aと、該側面壁20、20a間に折罫線K8、K8aを介して連設すると共に中央部に折罫線K7、K7aを設けた扇形状の連結部材22、22aにより構成し、底面壁19の外周縁部に連設した側面壁20、20aを立ち上げると共に、その境界部に設けた連結部材22、22aを二つ折り状態とした襞部24、24aを外方突設する様にして受皿11、11aを形成したので、底面壁19、側面壁20、20a及び連結部材22、22aの各境界部は夫々連設状態であって、かかるブランク18をプレス成形し、紙製包装容器1における収容凹部10、10aを構成する受皿11、11aは、その側面壁20、20aの境界部には内側より外側へ連通する切れ目は無いため、水分、油分の漏出を防止出来、受皿11、11aを開封した個々の物品の収納場所として再利用することが出来る。

【0045】

又、上記の様に外周を長くして側面壁20、20aを台形状と成すことによって、受皿11、11aを多角形のテーパートレー状にすることが出来るため、受皿11、11aを深皿形態に、即ち、紙製包装容器1の収容凹部10、10aを底深状にしても側面壁20、20aは傾斜状態であるため、収容物を取り出し易くすることが出来、又緩衝材を装填する場合であっても、その必要量を低減化することが出来る。

【0046】

又、連結部材22、22aを二つ折り状態とした襞部28、28aを外方突設する様にしたので、襞部28、28aは受皿11、11aに対して外方突出状態で、収容凹部10、10aを構成する受皿11、11a内に収容する食品の邪魔にならないため、

収容凹部10、10a 内側に十分な食品等の収容スペースを確保することが出来、
又上面板6と受皿11、11a の固定時における接触で補強効果を有する。

【0047】

又、受皿11、11a を対応する容器主体9の開口部8、8a に夫々嵌め込むと
共に、受皿11、11a の側面壁20、20a の外側面を容器主体9の内方へ折り曲
げた固定片15、15a の内側面に固定する様にして収納容器5を形成したので、
2種類のブランク14、18で形成された容器主体9及び受皿11、11a を容易、確
実に固定することが出来、又容器主体9及び受皿11、11a を別個に製造するこ
とで、受皿11、11a をテーパートレー状の様に複雑な形状であってもプレス成
形で容易に製造することが出来る。

【0048】

又、容器主体9における多角形状の開口部8、8a の内周縁を長短長さのもの
と成し、内周縁部に連設した固定片15、15a の内、長いものを固定片15、15a
と成すと共に、短いものをコーナー固定片16、16a と成し、又受皿11、11a
における多角形状の底面壁19の外周縁を長短長さのもの成し、外周縁部に連
設した側面壁20、20a の内、長いものを側面壁20、20a と成すと共に、短い
ものをコーナー壁21、21a と成したので、多角形を正多角形以外のものと成し
て、収容凹部10、10a の形状を種々選定することが出来、例えば、第1番目の
実施例の様に、四角形をベースとした八角形を選定することが出来る。

【0049】

又、外装材4を上面開口の外装本体2と下面開口の外装蓋体3で構成し、外装
本体2内に収納容器5を内装すると共に、外装本体2に外装蓋体3を被冠したの
で、収容凹部10、10a 及び仕切部13、13a を有する収納容器5を外装材4と
は別個に製造することが出来ると共に、1販売単位の包装容器として十分な外観
を備えることが出来、又収納容器5の下面に底板29を設けて外装材4の外装本体
2と成し、該外装本体2に下面開口の外装蓋体3を被冠したので、更に、収納容
器5を外装本体2として活用することが出来る。

【0050】

又、少なくとも受皿11、11a の材質を防水性、耐水性、撥水性、耐油性又は

鮮度保持性等を有する機能紙と成したので、かかる紙製包装容器1に上記性質の効能を付与させることが出来るため、分離した個々の物品を収納することが出来たり、仮に収納物品から油分等が漏出したとしても、紙製包装容器1外面側への水分、油分の浸透を防止出来、紙製包装容器1を持つ手や、紙製包装容器1を置いたテーブルを水分、油分で汚すことはない等その実用的効果甚だ大なるものである。